

資料 2

長久手市第 7 次高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画における 地域密着型サービス整備について

「長久手市第 7 次高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」を平成 27 年 3 月策定予定です。

この計画書に地域密着型サービスの整備について記述しております。

1 市内地域密着型サービスの整備状況

平成 27 年 2 月 28 日現在

サービスの種類	整備数	備 考
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	4 事業所 （6 ユニット）	嬉楽家 ハーモニー よろこんぶ 東名ながくて
小規模多機能型居宅介護	1 事業所	楽家晴
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護（小規模特別 養護老人ホーム）	2 事業所	だいたい村 長久手さつきの家
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	2 事業所	とことこひだまり 24 まわるんるん

2 市内地域密着型サービスの整備予定

第 6 期介護保険事業計画において、新規地域密着型サービスの整備計画は
ございません。

（理由）

- (1) 地域密着型サービスの利用希望のある待機者が少ないこと
- (2) 認知症対応型共同生活介護においては、満床とならない期間があること
- (3) 長久手市における地域密着型サービスに係る給付費の状況は、全国平均を大きく上回る状況であること（全国平均のおよそ 1.5 倍）

資料 2

3 第 6 期介護保険事業計画における地域密着型サービスの方向性

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を第 5 期計画において整備し、平成 25 年度末から事業開始しており、第 6 期計画においても質の高いサービスが提供されるよう運営を支援します。

「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）」については、現在市内にサービス事業者がないため、既存の小規模多機能型居宅介護楽家晴に移行希望があれば、導入を検討します。

4 施設型サービスの方向性（地域密着型以外）

(1) 介護老人保健施設の整備

市内にはリハビリを受けながら機能を回復し、介護度を改善して在宅復帰を目指すための施設がありません。そのため介護老人保健施設を第 6 期計画期間中の平成 28 年度に 1 施設整備を進め、平成 29 年度から新たにサービスを開始し、老健の本来の目的である「介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指す」ための機能を有する施設を整備します。